

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び昭和44年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和44年4月から同年6月まで

国民年金制度発足の1年ほど前に役場から国民年金制度の説明を受け、加入手続を行い、農業協同組合に一任して保険料を納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は24か月と比較的短期間であり、申立期間を除く国民年金加入期間は納付済みと記録されていることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金の保険料納付について、すべて農業協同組合に一任していたと供述しているところ、申立人と同時期に同地区で農業を営み、申立期間①の保険料が納付済みと記録されている者から、「当時はすべて農協で保険料を取りまとめていた。」との供述を得ており、申立人の供述に不自然さは無い。

さらに、申立人は国民年金制度準備期間中の昭和36年2月に資格取得していることが確認できるほか、申立期間①の後の38年4月以降の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人は申立期間①もそれ以降も同様の納付方法であったと供述していることを踏まえると、国民年金加入直後の申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②は3か月間と短期間であり、申立人は申立期間②前後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、同居していた申立人の妻は申立期間②について納付済みであることを踏まえると、申立人が未納とされているのは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金制度発足の1年ほど前に役場から国民年金制度の説明を受け、加入手続きを行い、農業協同組合に一任して保険料を納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であり、申立期間を除く国民年金加入期間は納付済みと記録されていることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金の保険料納付について、すべて農業協同組合に一任していたと供述しているところ、申立人と同時期に同地区で農業を営み、申立期間の保険料が納付済みと記録されている者から、「当時はすべて農協で保険料を取りまとめていた。」との供述を得ており、申立人の供述に不自然さは無い。

さらに、申立人は国民年金制度準備期間中の昭和36年2月に資格取得していることが確認できるほか、申立期間後の38年4月以降の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人は申立期間もそれ以降も同様の納付方法であったと供述していることを踏まえると、国民年金加入直後の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月まで

申立期間当時、飲食店を経営していたが、店も繁盛していたので生活に困るようなことはなく、国民年金保険料については、送付されてきた納付書により A 町役場等で定期的に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は A 町役場から送付されてきた納付書により定期的に納付していたと主張するのみで、納付金額などの記憶は無いとしており、納付状況が必ずしも明確ではない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、夫の分も併せて納付していたと供述しているところ、申立人の夫が国民年金に加入していた形跡は見当たらないほか、申立人は、当時生活に困るようなことはなかったと供述しているところ、申立期間直後の期間については、保険料を免除されていた期間と記録されていることが確認できるなど、申立人の主張に不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から56年7月まで

私は、厚生年金保険の資格喪失後、必ず国民年金の資格取得届出を行っており、申立期間についても、昭和54年4月ころにA町役場で切替手続きを行い、役場から送られてきた納付書により納付してきたので、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きを年金手帳を持参しA町役場で行ったと供述しているところ、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の資格得喪の記録が複数回記載されていることが確認できるものの、申立期間の記録は確認できないほか、切替手続きをしたとする申立期間当時の住所の記載も確認できない。

また、A町が作成した被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立期間はいずれも未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の切替手続きを行ったとする昭和54年4月ころに、国民健康保険証の交付も受けたと供述しているが、A町役場に照会したところ、「申立人の国民健康保険の加入履歴は57年4月からとなっている。」との回答を得ており、申立人の供述と一致しない。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案358 (事案303の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月、同年5月及び15年1月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月及び同年5月
② 平成15年1月

申立期間について記録訂正の必要が無いとの通知を受けたが、今回、当時のことについて証言してくれる方がいるので再度申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が定額保険料を納付したのは平成14年7月30日であることが確認でき、この時点では既に申立期間①の納付期限を経過しており、制度上、任意による付加保険料を納付期限経過後に納付することはできないことから、申立期間①の記録訂正をすることはできないこと、申立期間②については、農業協同組合が保管する申立人名義の口座取引履歴に記載の15年1月分の国民年金保険料の納付額は、定額保険料のみの金額であることが確認でき、申立人が申立期間②の付加保険料を納付していないことは明らかであることから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな証言者がいると主張していることから、当該証言者に聴取したところ、「申立人の口座の出金状況についてはわからないが、行政の事務に不手際があるのではないか。」旨の供述をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたと認めることはできない。